

令和 5 年 10 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 10 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 06 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝 太 郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

8 番 金 子 昇

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 10 月の農業委員会総会を開催いたします。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それではこれからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 10 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 5 年 10 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3 番：石原 郷士 委員」と「4 番：岩崎 十三江 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 10 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 9 件ございます。はじめに、1 ページの番号 1 番から番号 3 番を説明します。
番号 1 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地。使用貸借。現在、市内の賃貸アパートに居住していますが、申請地の実家の隣接地である申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。〇〇宅地 27 m²と一体利用。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内の賃貸アパートに居住していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 6 工区。第 3 種農地。
番号 3 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内の賃貸アパートに居住していますが、本年 12 月 15 日に入籍予定であり、生活環境の

良い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。第2種農地。
以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、始末書の添付がありますので事務局から朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

議 長

朗読が終わりました。

番号1番について、笠2区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員

6番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇の西側の道を500メートルほど北上します。突き当りの手前、左手側に申請地があります。始末書のとおりですが、敷地内の他の部分は家庭菜園として利用されていました。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の2番をご覧ください。50号線の笠懸交番の信号を1キロメートルほど北上します。〇〇という会社がある信号を左折します。〇〇の向かい側が申請地です。申請地は草が刈ってあり、周囲はほぼ住宅です。特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号 3 番

議 長

番号 3 番について、笠 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、清水です。地図の 3 番をご覧ください。県道 69 号線を南下します。久宮に入りますと、〇〇というディスカウントストアがあります。その十字路を右折し、100 メートルほど進みます。左手側に申請地があります。隣接地は住宅があり、何ら問題ないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続いて、2 ページの番号 4 番から番号 7 番をご説明します。

番号 4 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。建売分譲住宅(5 区画)及び道路用地。売買。市外で不動産業を営んでいますが、利便性が良い申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 11-2 工区。みどり市景観条例該当。第 2 種農地。

番号 5 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅用地(5 区画)。売買。市内で不動産業を営んでいますが、静かな環境にあり、利便性が良い申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 10 工区。第 3 種農地

番号 6 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。建売分譲住宅用地(5 区画)。売買。市内で不動産業を営んでいますが、閑静で住宅地に適した申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。第 2 種農地。

番号 7 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。建売分譲住宅用地(5 区画)。売買。市外で建築業を営んでいますが、生活環境や交通の便の良い申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。〇〇宅地 339.21 m²と一体利用。第 3 種農地。

以上、4 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 4 番

議 長

番号 4 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 4 番をご覧下さい。県道 69 号線を南下します。久宮の〇〇の信号を右折します。バイパスを過ぎて、300 メートルほど直進します。十字路を南下し、100 メートルほど直進します。右手側が申請地です。北側と東側は住宅地があります。申請地は雑草が生い茂っていますが、何ら問題はございません。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、笠懸 7 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 6 番をご覧下さい。笠懸南中の通りを西側に向かいますと、〇〇があります。そこを過ぎて一つ目の十字路の左手側に申請地がございます。南側と西側には宅地が広がっており、何ら問題はございません。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。地図の 9 番をご覧下さい。笠懸 10 区公民館の向かい側が申請地です。周囲は宅地と畑が混在しておりますが、何ら問題ございません。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

番号 7 番

議 長 番号 7 番について、大間々 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 10 番をご覧下さい。申請地はざっくり言いますと、大間々グラウンドの東側です。周囲は宅地に囲まれており、申請地は現在は作付けしてありますが、建設に合わせて綺麗に刈られると思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

事務局 続いて、3 ページの番号 1 番、番号 2 番についてご説明します。次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。
番号 1 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。露天駐車場用地。売買。現在、市内にて運送業を営んでいますが、事業の拡大に伴い、申請地を買い受け、駐車場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 11-2 工区。R5. 11. 16 常設審議委員会意見聴取予定。第 2 種農地。
番号 2 番。譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。砂利採取用地(一時転用)。賃貸借。市外で土木建設業を営んでいます。表土に小石等の混入が見られますが、地下には良好な砂利層があるため、その資源を有効利用したく、土地を掘削して砂利を採取したく申請するもの。砂利採取計画認可申請中。〇〇畑 556 m²と一体利用。一時転用期間は R5. 11. 29~R6. 11. 28。青地。
以上、2 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

- 議 長 番号 1 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。
- 7 番委員 7 番、清水です。地図の 5 番をご覧ください。県道 69 号線のバイパスを南下します。跨線橋を渡って、一つ目の信号を左折します。二つ目の十字路の角に〇〇という会社がございます。その十字路を南下し、100 メートルほど直進した左手側が申請地です。周囲は宅地と農地に囲まれており、申請地は雑草が生えておりますが、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。
- 番号 2 番
- 議 長 番号 2 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。
- 1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 8 番をご覧ください。申請地は両毛線踏切の北側の市道を西へ 500 メートル直進します。十字路を南へ 250 メートルほど直進します。突き当りを右折したすぐ目の前が申請地です。問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。
- 議案第 2 号
- 会 長 日程第 2 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用

地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 5 年 10 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 3 件、再設定が 19 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事務局

新規設定。

番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 3 件の地積合計は、8,886 m²となります。

以上 3 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号 1 番から番号 3 番について採決をいたします。可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

事務局

再設定。

番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 3 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号 4 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号 5 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号 6 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号 7 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号 8 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 9 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 10 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 11 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 12 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 13 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 14 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 15 番。笠懸町西鹿田、台帳は山林、現況は畑になります。

番号 16 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 17 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 18 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号 19 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

再設定 19 件の地積合計は、35,891.89 m²となります。
以上 19 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 19 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 19 番について採決をいたします。
可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番、番号 9 番、番号 10 番、番号 11 番、番号 12 番、番号 13 番、番号 14 番、番号 15 番、番号 16 番、番号 17 番、番号 18 番、番号 19 番は可決いたします。

議 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 10 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 10 月 25 日 午後 2 時 06 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

議 長

小林 利信

3 番委員

石 原 郷 士

4 番委員

荒 塚 十 三 三